

つがる西北五広域連合と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

平成 1 1 年 7 月 5 日
規 約 第 2 号

(公平委員会の事務委託)

第 1 条 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、つがる西北五広域連合（以下「甲」という。）は、同法第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を青森県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

(その他必要な事項)

第 3 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成 1 1 年 1 1 月 1 日から施行する。